

第 号  
年 月 日

様

田舎館村長

田舎館村移住定住促進事業費補助金交付却下（取消）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった田舎館村移住定住促進事業費補助金について、下記のとおり却下（取消）とすることに決定したので、田舎館村移住定住促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

却下（取消）理由	
----------	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、田舎館村長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、6か月以内に田舎館村長を被告として（訴訟において村を代表する者は村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消の訴えを提起することができます。